

第 1 4 号議案

東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
及び東京都台東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
及び東京都台東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例

(東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月台東区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(東京都台東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 東京都台東区職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年3月台東区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。